

## 平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者等試行雇用事業の実施																																					
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																					
事業の概要	若年者試行雇用事業の対象者の年齢要件について、35歳未満を40歳未満に拡大する。なお、その他の対象者の要件は従前通りとする。																																					
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="384 813 1422 1391"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="384 1442 1422 1599"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td colspan="3">フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="384 1650 1422 1756"> <tr> <td>全国的ハローワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性)          評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。          (概算要求額:6,823百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。			民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。			全国的ハローワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																			
(理由)	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																			
(理由)	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。																																					
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																			
(理由)	フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																			
(有の場合の整理の考え方)																																						
事業の有効性	フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。																																					
全国的ハローワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。																																						

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	常用雇用移行率(単位：%)	トライアル雇用後に常用雇用に移行した率により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	トライアル雇用開始者数 (単位：人)	トライアル雇用の開始者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)